

岩手県地域防災計画（地震・津波災害対策編）  
新旧対照表（案）



# 目 次

第 1 章 総則	
第 3 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
第 5 節 地震、津波の想定	3
第 2 章 災害予防計画	
第 1 節 防災知識普及計画	4
第 4 節 避難対策計画	5
第 12 節 津波災害予防計画	6
第 3 章 災害応急対策計画	
第 1 節 活動体制計画	7
第 2 節 津波警報・地震情報等の伝達計画	8
第 5 節 広報広聴計画	10
第 7 節 公安警備計画	11
第 15 節 避難・救出計画	12
第 16 節 医療・保健計画	13
第 23 節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	14
第 5 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第 4 節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	15

頁	現 計 画	修 正 案								
2-1-2	<p><b>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</b></p> <p><b>第1 防災関係機関の責務</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p><b>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</b></p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び<u>商</u>町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。</p> <p><b>第2 防災関係機関の業務の大綱</b></p> <p>1 [略]</p> <p><b>2 指定地方行政機関</b></p>	<p><b>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</b></p> <p><b>第1 防災関係機関の責務</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p><b>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</b></p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び<u>市</u>町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。</p> <p><b>第2 防災関係機関の業務の大綱</b></p> <p>1 [略]</p> <p><b>2 指定地方行政機関</b></p>								
2-1-5	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="260 846 416 1281">                     仙台管区 気象台 〔盛岡地 方気象台〕                 </td> <td data-bbox="416 846 837 1281">                     (1) 気象、地象 <u>及び</u> 水象の観測 <u>並びにこれらの</u> 成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。                      (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。                      (3)～(5) [略]                 </td> </tr> </table>	仙台管区 気象台 〔盛岡地 方気象台〕	(1) 気象、地象 <u>及び</u> 水象の観測 <u>並びにこれらの</u> 成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)～(5) [略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="869 846 1026 1281">                     仙台管区 気象台 〔盛岡地 方気象台〕                 </td> <td data-bbox="1026 846 1447 1281">                     (1) 気象、地象、<u>水象の観測及びその</u> 成果の収集、<u>発表に</u> 関すること。                      (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、<u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に</u> 関すること。                      (3)～(5) [略]                 </td> </tr> </table>	仙台管区 気象台 〔盛岡地 方気象台〕	(1) 気象、地象、 <u>水象の観測及びその</u> 成果の収集、 <u>発表に</u> 関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、 <u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に</u> 関すること。 (3)～(5) [略]				
仙台管区 気象台 〔盛岡地 方気象台〕	(1) 気象、地象 <u>及び</u> 水象の観測 <u>並びにこれらの</u> 成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)～(5) [略]									
仙台管区 気象台 〔盛岡地 方気象台〕	(1) 気象、地象、 <u>水象の観測及びその</u> 成果の収集、 <u>発表に</u> 関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、 <u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に</u> 関すること。 (3)～(5) [略]									
2-1-6	<p><b>4 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="260 1384 416 1429">機関名</th> <th data-bbox="416 1384 837 1429">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="260 1429 416 1550">日本放送協会盛岡放送局</td> <td data-bbox="416 1429 837 1550">(1)～(3) [略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	日本放送協会盛岡放送局	(1)～(3) [略]	<p><b>4 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="869 1339 1026 1384">機関名</th> <th data-bbox="1026 1339 1447 1384">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="869 1384 1026 1505">日本放送協会盛岡放送局</td> <td data-bbox="1026 1384 1447 1505">(1)～(3) [略] (4) <u>防災知識の普及啓発に</u> 関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	日本放送協会盛岡放送局	(1)～(3) [略] (4) <u>防災知識の普及啓発に</u> 関すること。
機関名	業務の大綱									
日本放送協会盛岡放送局	(1)～(3) [略]									
機関名	業務の大綱									
日本放送協会盛岡放送局	(1)～(3) [略] (4) <u>防災知識の普及啓発に</u> 関すること。									
2-1-7	<p><b>5 指定地方公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="260 1653 587 1697">機関名</th> <th data-bbox="587 1653 837 1697">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="260 1697 587 1930">(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手</td> <td data-bbox="587 1697 837 1930">(1)～(3) [略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1)～(3) [略]	<p><b>5 指定地方公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="869 1608 1197 1653">機関名</th> <th data-bbox="1197 1608 1447 1653">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="869 1653 1197 1886">(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手</td> <td data-bbox="1197 1653 1447 1886">(1)～(3) [略] (4) <u>防災知識の普及啓発に</u> 関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1)～(3) [略] (4) <u>防災知識の普及啓発に</u> 関すること。
機関名	業務の大綱									
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1)～(3) [略]									
機関名	業務の大綱									
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1)～(3) [略] (4) <u>防災知識の普及啓発に</u> 関すること。									

2-1-8	<p>6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 170 587 215">機関名</th> <th data-bbox="587 170 839 215">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 215 587 931">           (株)岩手日報社            (株)朝日新聞社盛岡総局            (株)毎日新聞社盛岡支局            (株)読売新聞社盛岡支局            (株)河北新報社盛岡総局            (株)産業経済新聞社盛岡支局            (株)日本経済新聞社盛岡支局            (株)岩手日日新聞社            (株)デーリー東北新聞社盛岡支局            (一社)共同通信社盛岡支局            (株)時事通信社盛岡支局            (有)盛岡タイムス社         </td> <td data-bbox="587 215 839 931">(1)～(2) [略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	(1)～(2) [略]	<p>6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="865 125 1197 170">機関名</th> <th data-bbox="1197 125 1449 170">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="865 170 1197 887">           (株)岩手日報社            (株)朝日新聞社盛岡総局            (株)毎日新聞社盛岡支局            (株)読売新聞社盛岡支局            (株)河北新報社盛岡総局            (株)産業経済新聞社盛岡支局            (株)日本経済新聞社盛岡支局            (株)岩手日日新聞社            (株)デーリー東北新聞社盛岡支局            (一社)共同通信社盛岡支局            (株)時事通信社盛岡支局            (有)盛岡タイムス社         </td> <td data-bbox="1197 170 1449 887">           (1)～(2) [略]            (3) <u>防災知識の普及啓発に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	(1)～(2) [略] (3) <u>防災知識の普及啓発に関すること。</u>
機関名	業務の大綱									
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	(1)～(2) [略]									
機関名	業務の大綱									
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	(1)～(2) [略] (3) <u>防災知識の普及啓発に関すること。</u>									
修正理由	<input type="radio"/> 報道機関の業務の大綱に、防災知識の普及啓発に関することを追加することに伴う修正 <input type="radio"/> 所要の修正									

頁	現 計 画	修 正 案
2-1-12	<p style="text-align: center;"><b>第5節 地震、津波の想定</b></p> <p><b>第1 地震、津波の想定の基本となる考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※）や遠地地震（※）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した <u>避難指示</u> の発令体制などの避難に関する対策も検討する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 地震、津波の想定</b></p> <p><b>第1 地震、津波の想定の基本となる考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ [略]</li> <li>○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※）や遠地地震（※）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した <u>避難指示（緊急）</u> の発令体制などの避難に関する対策も検討する。</li> </ul>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難準備情報等の名称変更に伴う修正</li> </ul>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-2	<p style="text-align: center;"><b>第1節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>3 住民等に対する防災知識の普及</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</li> <li>ア [略]</li> <li>イ 津波警報、<u>避難指示</u>等の意味及び内容 [略]</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>3 住民等に対する防災知識の普及</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [略]</li> <li>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</li> <li>ア [略]</li> <li>イ 津波警報、<u>避難指示（緊急）</u>等の意味及び内容 [略]</li> </ul>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難準備情報等の名称変更に伴う修正</li> </ul>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>2-2-7</p> <p>2-2-8</p> <p>2-2-9</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 避難対策計画</b></p> <p><b>第2 避難計画の作成</b></p> <p><b>1 市町村の避難計画</b></p> <p>【本編・第2章・第5節・第2・1 参照】</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、<u>避難指示</u>等の発令・伝達体制を整える。</p> <p><b>2 海岸線を有する市町村の津波避難計画</b></p> <p>○ [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 避難勧告・<u>指示</u>の発令</p> <p><b>第8 津波に対する住民等の予防措置</b></p> <p><b>1 住民の予防措置</b></p> <p>○</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。また、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があり、避難場所自体が被災することも有り得る。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 避難対策計画</b></p> <p><b>第2 避難計画の作成</b></p> <p><b>1 市町村の避難計画</b></p> <p>【本編・第2章・第5節・第2・1 参照】</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、<u>避難指示（緊急）</u>等の発令・伝達体制を整える。</p> <p><b>2 海岸線を有する市町村の津波避難計画</b></p> <p>○ [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>の発令</p> <p><b>第8 津波に対する住民等の予防措置</b></p> <p><b>1 住民の予防措置</b></p> <p>○</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ <u>沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。</u></p> <p>カ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。また、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があり、避難場所自体が被災することも有り得る。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 避難準備情報等の名称変更に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																
2-2-30	<p style="text-align: center;"><b>第12節 津波災害予防計画</b></p> <p><b>第2 津波災害予防事業</b></p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="256 349 839 669"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行 年度</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>海岸高潮 対策事業</td> <td>下荒川海岸 外1海岸</td> <td>H18 ～ H29</td> <td>農林水産省 農村振興局</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	施行箇所	施行 年度	所 管	[略]				海岸高潮 対策事業	下荒川海岸 外1海岸	H18 ～ H29	農林水産省 農村振興局	[略]				<p style="text-align: center;"><b>第12節 津波災害予防計画</b></p> <p><b>第2 津波災害予防事業</b></p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="865 349 1447 669"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行 年度</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>海岸高潮 対策事業</td> <td>野田海岸</td> <td>H18 ～ H29</td> <td>農林水産省 農村振興局</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	施行箇所	施行 年度	所 管	[略]				海岸高潮 対策事業	野田海岸	H18 ～ H29	農林水産省 農村振興局	[略]			
事業名	施行箇所	施行 年度	所 管																															
[略]																																		
海岸高潮 対策事業	下荒川海岸 外1海岸	H18 ～ H29	農林水産省 農村振興局																															
[略]																																		
事業名	施行箇所	施行 年度	所 管																															
[略]																																		
海岸高潮 対策事業	野田海岸	H18 ～ H29	農林水産省 農村振興局																															
[略]																																		
修正 理由	○ 所要の修正																																	

頁	現 計 画	修 正 案																																						
2-3-8	<p style="text-align: center;"><b>第1節 活動体制計画</b></p> <p><b>第2 県の活動体制</b></p> <p><b>3 災害対策本部</b></p> <p>(3) 分掌事務</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 55%;">活動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">災害発生前</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 公安警備対策</td> <td>避難勧告、<u>指示</u> 及び避難誘導の準備</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">災害発生後</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 公安警備対策</td> <td>(1) 避難勧告、<u>指示</u> 及び避難誘導  (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 避難対策</td> <td>(1) 避難勧告、<u>避難指示</u> の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	活動項目	災害発生前	[略]		3 公安警備対策	避難勧告、 <u>指示</u> 及び避難誘導の準備	[略]		災害発生後	[略]		4 公安警備対策	(1) 避難勧告、 <u>指示</u> 及び避難誘導  (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施	5 避難対策	(1) 避難勧告、 <u>避難指示</u> の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営	[略]		<p style="text-align: center;"><b>第1節 活動体制計画</b></p> <p><b>第2 県の活動体制</b></p> <p><b>3 災害対策本部</b></p> <p>(3) 分掌事務</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 55%;">活動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">災害発生前</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 公安警備対策</td> <td>避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u> 及び避難誘導の準備</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">災害発生後</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 公安警備対策</td> <td>(1) 避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u> 及び避難誘導  (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 避難対策</td> <td>(1) 避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u> の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	活動項目	災害発生前	[略]		3 公安警備対策	避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u> 及び避難誘導の準備	[略]		災害発生後	[略]		4 公安警備対策	(1) 避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u> 及び避難誘導  (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施	5 避難対策	(1) 避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u> の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営	[略]	
	区分	活動項目																																						
災害発生前	[略]																																							
	3 公安警備対策	避難勧告、 <u>指示</u> 及び避難誘導の準備																																						
	[略]																																							
災害発生後	[略]																																							
	4 公安警備対策	(1) 避難勧告、 <u>指示</u> 及び避難誘導  (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施																																						
	5 避難対策	(1) 避難勧告、 <u>避難指示</u> の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営																																						
	[略]																																							
	区分	活動項目																																						
災害発生前	[略]																																							
	3 公安警備対策	避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u> 及び避難誘導の準備																																						
	[略]																																							
災害発生後	[略]																																							
	4 公安警備対策	(1) 避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u> 及び避難誘導  (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施																																						
	5 避難対策	(1) 避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u> の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営																																						
	[略]																																							
修正理由	○ 避難準備情報等の名称変更に伴う修正																																							

頁	現 計 画	修 正 案																								
2-3-17	<p><b>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</b></p> <p><b>第3 実施要領</b></p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="256 526 837 1070"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報 (※)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に 関する情報</td> <td>以下のいずれかを満 たした場合 ・ [略] ・ 津波警報又は注意 報発表時  ・ [略] ・ [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	震度速報 (※)	[略]	[略]	[略]			震源・震度に 関する情報	以下のいずれかを満 たした場合 ・ [略] ・ 津波警報又は注意 報発表時  ・ [略] ・ [略]	[略]	<p><b>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</b></p> <p><b>第3 実施要領</b></p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="863 526 1444 1070"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に 関する情報</td> <td>以下のいずれかを満 たした場合 ・ [略] ・ <u>大津波警報</u>、津波 警報又は <u>津波</u> 注意 報発表時  ・ [略] ・ [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	震度速報	[略]	[略]	[略]			震源・震度に 関する情報	以下のいずれかを満 たした場合 ・ [略] ・ <u>大津波警報</u> 、津波 警報又は <u>津波</u> 注意 報発表時  ・ [略] ・ [略]	[略]
種類	発表基準	内容																								
震度速報 (※)	[略]	[略]																								
[略]																										
震源・震度に 関する情報	以下のいずれかを満 たした場合 ・ [略] ・ 津波警報又は注意 報発表時  ・ [略] ・ [略]	[略]																								
種類	発表基準	内容																								
震度速報	[略]	[略]																								
[略]																										
震源・震度に 関する情報	以下のいずれかを満 たした場合 ・ [略] ・ <u>大津波警報</u> 、津波 警報又は <u>津波</u> 注意 報発表時  ・ [略] ・ [略]	[略]																								
2-3-20	<p>(2) 津波警報等の種類</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 津波情報の種類と内容</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="256 1294 837 1346"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(※1) ・ [略] ・ [略] ・ 最大波の観測地の発表内容は以下のと おり。</p> <table border="1" data-bbox="256 1525 837 1576"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(※2) ・ [略] ・ [略] ・ [略] ・ 最大波の観測地の発表内容（沿岸から 100 k m程度以内にある沖合の観測点） は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="256 1839 837 1890"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(3) ~ (6) [略]</p>	[略]	[略]	[略]	<p>(2) 津波警報等の種類</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 津波情報の種類と内容</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="863 1294 1444 1346"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(※1) ・ [略] ・ [略] ・ 最大波の観測値の発表内容は以下のと おり。</p> <table border="1" data-bbox="863 1525 1444 1576"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(※2) ・ [略] ・ [略] ・ [略] ・ 最大波の観測値の発表内容（沿岸から 100 k m程度以内にある沖合の観測点） は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="863 1839 1444 1890"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(3) ~ (6) [略]</p>	[略]	[略]	[略]																		
[略]																										
[略]																										
[略]																										
[略]																										
[略]																										
[略]																										
2-3-23	<p>(7) 市町村の措置</p> <p>○ [略] ○ [略] ○ [略]</p>	<p>(7) 市町村の措置</p> <p>○ [略] ○ [略] ○ [略]</p>																								

	<p>○ 津波警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な <u>地震・津波情報</u> の把握を努める。</p>	<p>○ 津波警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な <u>状況</u> の把握に努める。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																
<p>2-3-30</p> <p>2-3-31</p> <p>2-3-32</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 広報広聴計画</b></p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1" data-bbox="256 349 841 1480"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広聴広報活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備情報、避難勧告、指示</u> 4～15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難勧告・指示</u> 4～15 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 盛岡放送局</td> <td>1～2 [略] 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)IBC岩 手放送 [略]</td> <td>1 [略] 2 災害の発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広聴広報活動の内容	市町村本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備情報、避難勧告、指示</u> 4～15 [略]	県本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難勧告・指示</u> 4～15 [略]	[略]		日本放送協会 盛岡放送局	1～2 [略] 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況	[略]		(株)IBC岩 手放送 [略]	1 [略] 2 災害の発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況	[略]		<p style="text-align: center;"><b>第5節 広報広聴計画</b></p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1" data-bbox="866 349 1450 1480"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広聴広報活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 盛岡放送局</td> <td>1～2 [略] 3 <u>避難勧告等の情報</u> 4 災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)IBC岩 手放送 [略]</td> <td>1 [略] 2 <u>避難勧告等の情報</u> 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広聴広報活動の内容	市町村本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]	県本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]	[略]		日本放送協会 盛岡放送局	1～2 [略] 3 <u>避難勧告等の情報</u> 4 災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況	[略]		(株)IBC岩 手放送 [略]	1 [略] 2 <u>避難勧告等の情報</u> 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況	[略]	
実施機関	広聴広報活動の内容																																	
市町村本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備情報、避難勧告、指示</u> 4～15 [略]																																	
県本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難勧告・指示</u> 4～15 [略]																																	
[略]																																		
日本放送協会 盛岡放送局	1～2 [略] 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況																																	
[略]																																		
(株)IBC岩 手放送 [略]	1 [略] 2 災害の発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況																																	
[略]																																		
実施機関	広聴広報活動の内容																																	
市町村本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]																																	
県本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]																																	
[略]																																		
日本放送協会 盛岡放送局	1～2 [略] 3 <u>避難勧告等の情報</u> 4 災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況																																	
[略]																																		
(株)IBC岩 手放送 [略]	1 [略] 2 <u>避難勧告等の情報</u> 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況																																	
[略]																																		
<p>修正理由</p>	<p>○ 避難準備情報等の名称変更に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																																	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-37	<p style="text-align: center;">第7節 公安警備計画</p> <p>第4 実施要領                      1～6 [略]                      7 <u>死体の見分</u>                      8～11 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第7節 公安警備計画</p> <p>第4 実施要領                      1～6 [略]                      7 <u>検視・死体調査</u>                      8～11 [略]</p>
修正理由	<p>○ 「警察等が取り扱う死体の死因及び身元の調査等に関する法律」が施行されたことに伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-48	<p style="text-align: center;"><b>第15節 避難・救出計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び指示並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>[略]</p> <p><b>第3 実施要領</b></p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 避難所以外の <u>生活困難者の把握</u> 【本編・第3章・第15節・第3・7 参照】</p>	<p style="text-align: center;"><b>第15節 避難・救出計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び <u>避難指示（緊急）</u>並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>[略]</p> <p><b>第3 実施要領</b></p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 避難所以外の <u>在宅避難者等に対する支援</u> 【本編・第3章・第15節・第3・7 参照】</p>
2-3-49	<p>8 広域一時滞在 【本編・第3章・第16節・第3・8 参照】</p> <p>9 住民等に対する情報等の提供体制 【本編・第3章・第16節・第3・9 参照】</p>	<p>8 広域一時滞在 【本編・第3章・第15節・第3・8 参照】</p> <p>9 住民等に対する情報等の提供体制 【本編・第3章・第15節・第3・9 参照】</p>
修正理由	<p>○ 避難準備情報等の名称変更に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-50	<p style="text-align: center;"><b>第16節 医療・保健計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。</p> <p>5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16節 医療・保健計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。</u></p> <p>5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。</p> <p>6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。</p>
修正理由	○ 岩手DPATの体制整備に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-60	<p>第23節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 災害救助法を適用した場合の死体の搜索、処理及び埋葬</p> <p>【本編・第3章・第23節・第3・<u>5</u> 参照】</p>	<p>第23節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 災害救助法を適用した場合の死体の搜索、処理及び埋葬</p> <p>【本編・第3章・第23節・第3・<u>6</u> 参照】</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-5-10	<p>第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第7 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達するための必要な措置</p>	<p>第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第7 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、<u>大津波警報</u>又は津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達するための必要な措置</p>
修正理由	○ 所要の修正	